

雲夢秦簡「編年記」について

町田三郎

昭王 元年

二年 攻皮氏

三年

四年 攻封陵

五年 歸蒲反（坂）

六年 攻新城

七年 新城陷

八年 新城婦

九年 攻析

十年

十一年

十二年

十三年 攻伊闕

十四年

十五年 攻魏

BC 306

秦攻魏取垣復予之
（秦本紀）

十六年 攻宛

十七年 攻垣枳（軹）

十八年

十九年

二十年

二十一年 攻安邑

二十二年 攻夏山

二十三年

二十四年

二十五年 攻茲氏

二十六年 攻離石

二十七年 攻鄧

二十八年 攻□（鄺？）

二十九年 攻安陸

三十年 攻□山

三十一年 □

三十二年 攻啓封

譙納安邑
（六國年表）

秦攻楚汝鄢置南郡
（秦本紀）

三十三年 攻蔡中陽
 三十四年 攻華陽
 三十五年 三十六年 三十七年 三十八年 三十九年 四十年 四十二年 四十四年 四十五年
 攻刑丘 攻少曲 攻大(太)行□攻 攻大壘(野)王十二月 甲午雞鳴時喜座 攻□(鄆?)亭 攻長平十一月敢座 攻武安
 (四十九年) (五十年) 攻邯鄲(鄆) 攻陽城 王稽張祿死 吏誰(推?)從軍
 (五十)三年 五十四年 五十五年 五十六年 后九月昭死正月薨(速)

趙奢敗秦軍于閼與
(秦本紀)

BC 昭

BC 昭 始皇生於邯鄲
(始皇本紀)

BC 昭 周亡(六國表)

孝文王元年 立即死 產
 莊王元年 二年 三年 元年 喜傳 莊王死
 今 元年 二年 三年 卷軍八月喜擒史 史
 (四年) □軍十一月喜□安陸□
 五年 四月為安陸令史 正月甲寅鄆令史
 六年 四月為安陸令史
 七年 正甲寅鄆令史
 八年 四月為安陸令史
 九年 十一月獲產
 (十年) 四月癸丑喜治獄鄆 從軍
 十一年 從平陽軍
 十二年 七月丁巳公終自占年
 十三年 攻韓
 十四年 攻趙正月恢生
 十五年 攻趙正月恢生
 十六年 攻趙正月恢生
 十七年 攻趙正月恢生
 十八年 攻趙正月恢生
 十九年 攻趙正月恢生

BC 昭 呂不韋為秦相
(六國表)

BC 昭 秦攻趙
(始皇本紀)

呂不韋免相
(呂不韋傳)

攻平陽
(始皇本紀)

定平陽武城
(始皇本紀)

初令男子書年
(始皇本紀)

韓地為鄆川郡
(始皇本紀)

趙亡

(始皇本紀)

二十年 七月甲寅□終韓王居□

山 南郡守騰文書

二十一年 韓王死昌平君居其処有

(又)死□属

二十二年 攻魏梁(梁)

二十三年 興攻荆□□守陽□死四

月昌文君死

(二十四年) □□□王□□

二十五年

二十六年

二十七年 八月己亥廷食時座穿耳

(二十八)年 今過安陸

二十九年

三十年

二

右の年表は、一九七五年十二月湖北省雲夢縣睡虎地から秦墓十二座が発掘され、そのうちの十一号墓から一千余枚の竹簡が出土したものの中の喜なる人物の個人的経歴書、すなわち「編年記」の全文である。雲夢秦簡のおおよそについては、七六年に文物出版社が「睡虎地秦墓竹簡」なる大冊を発行し、原寸大の図版及び釈文、そして解説をも掲げているので参照されたい。また「文物」「歴史研究」に個別の論文も発表されていて、私もその一部を紹介しているの

で、これまた参照されたい。
さて当面の「編年記」は、秦の昭王元年(BC 306)から始皇三十年

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

秦肅王(六國表)

(BC 217)までの八十九年間を、喜なる人物の関歴を中心に記録したものであり、その意味ではごく私的な記録である。喜その人は昭王四十五年(BC 252)に生まれ、恐らくこの記録の絶える始皇三十年(BC 217)に歿したのであろうから、四十五年の生涯であったと考えられる。

なぜこうした個人的経歴書が、他の遺品とともに墓中に埋葬されたのかについては、一九七五年三月湖北省江陵县鳳凰山一六八号墓から発見された嬰逐なる人物の地下の冥界への紹介状と思われる木簡と比定して、この「編年記」が同様な役割りを荷ったものではなからうかと推定される。

睡虎地の十一号墓からは、実は「編年記」のみならず「南郡守騰文書」「秦律十八種」「法律答問」「為吏之道」等々つごう十種の竹簡が出土している。主要なものは法律関係文書で、これは中国で発見された最古の法律条文であり、これによって従来断片的にしか知られることのなかった秦律の位置づけが、今後かなり明確化されるであろうと期待されるものである。そしてこれらの文書がすべて隷書で書かれていることも注意されねばならない。一般に「秦篆漢隸」といわれるが、秦における事務量の増大にともなう篆体の簡略化が行われ、それが隷書となるのであるが、雲夢秦簡は法律文書というまさに実用の世界の文獻であるゆえに当時の実用文字としての隷書で書かれているわけであらう。これまた秦の隷書が大量に出現した初めてのものである。「編年記」も隷書で書かれている。喜なる人物が、かつて獄吏でもあった職筆を通じてこの書体を身につけたものでもあらうか。

「編年記」は竹簡に上下二段に昭王元年から五十三年までは上段に、五十四年以降は下段に記述されている。それは喜が生まれた時

代の王の初年から始まる。個人の誕生の年から始まるのではなくて、その時の王の初年から記録するというのが当時の経歴書の定例でもあったであろう。昭王の元年からきわめて大まかに戦争の記録によつて年次が埋められている。史記秦本紀に比べて出入りもあり、たとえば「編年記」では昭王四年「攻封陵」、同五年「掃蒲反」とあるが、史記では昭王四年「取蒲反」とある。両記録とも正しいとすれば、昭王四年は「攻封陵、取蒲反」、翌五年「掃蒲反」ということになる。また昭王十三年「攻伊闕」、翌十四年「伊闕」が、史記では十四年に伊闕を攻めたとする（六国年表）。十三年に戦端が開かれ十四年に決定的な戦争になったとでもいうことであろうか。

空白の年次もあつて、昭王の十年から十一年には何らの記載もない。しかし史記によれば十一年は齊韓等の五ヶ国連合に攻撃された年であり、また昭王三十八年の項には「閼與」とのみ記述されるが、この時は趙奢によつて秦軍が閼與において大敗を喫した年でもある（秦本紀）。秦にとつて不面目なことは書かないか、あるいはあらわには書かないといった配慮が施されているのであろう。以上の例はすべて当の喜なる人物の生まれる前の事件で、簡また粗であっても已むを得ない一面も存しようし、またこれで史記の記述の幾分かが補いえ傍証となりうるならば、それはそれで多とすべきであらう。

そこで経歴書の当人である喜の一生をおおまかに辿ってみよう。彼は昭王の四十五年十二月鵠鳴の時、つまり早朝に生まれる。すでに昭王二十九年には、この地域は南部に設置されているから、恐らく出生の土地も安陸であつたろう。翌々年「敢産」とあるのは弟の

誕生であらう。五十三年の「吏誰（雋）從軍」は、彼自身がなお八才であつてみれば、当然父親の從軍を記録したものであろう。あるいは父親も地方吏員であつたのであろうか。五十六年正月に「遷産」とある。二弟の誕生であらう。そして今年元、始皇帝即位の年に「喜傳」とあるのは、十五才で成年男子としての登録を果した、つまり一人前の租税の対象者となつたことであらう。三年八月「喜掾史」とは、整理小組の積文で、説文叙から漢の尉律「学僮十七已上、始試、誦捕書九千字、乃得為史」を引用して、この時喜が十七才で文書関係の吏のテストに合格し、その地の吏となつたとするのは、妥当な見解と思われる。かくして喜の出自そのものも一応の学問を修められる程度の階層であつたことが推測される。翌四年「安陸□（御）史」となり、一年おいて「安陸令史」に転じ、七年「郿令史」に再び転じている。この時二十一才である。これらの令史あるいは御？史の職務は県令の支配下にある地方採用の文書関係の吏であるが、このような時期に秦簡中の「為吏之道」などが記録暗誦せられていたのかも知れない。

十一年十一月「獲産」とある。長子の誕生であらう。恐らくこれ以前に結婚しているものであろうが、その記録はない。翌十二年、四月「治獄郿」とある。裁判関係の業務に転じたことが知られるが、秦簡中の法律文書とりわけ「治獄程式」「法律答問」などの存在は、喜のこうした職種と密接な関係を示すものであろう。しかしその翌年には「從軍」し、また一年おいた十五年にも「從平陽軍」とある。これは始皇本紀十三年に「桓騎攻趙平陽、斬首十万」、十四年に「攻趙軍於平陽、取宜安破之、殺其將軍、桓騎定平陽武城」とある秦の趙攻略に喜も参加したことを示そう。ただ史記では十四年

に平陽攻略は決着がついているかの如く記述しているが、趙世家や李牧伝を検すると、宣安で桓騎は趙に敗れて逃走したことになる。いて、梁玉繩が指摘するように、この間の記述は低悟して斉一でない。少くとも本紀の「取宜安破之」には疑問がある。こう考えると「編年記」の十五年に「従平陽軍」は、本紀にいうように十四年にすべてこの地の戦いに結着がついたわけではなく、たとえばヤマ場は越していたにせよ十五年にも趙との戦いは持ちこされていて、それに喜は従軍した、と本紀を補って読んだ方がよいようである。

十六年には「公終」、父の死に際会し、またこの年「自占年」、本紀にいうところの「初令男子書年」によって年令を登記している。すでに始皇元年、喜十五才の時に「喜傳」登録したわけであるから、このたびの登録は、一種の国勢調査的な意味をもつものと考えられよう。十八年正月「侯生」、二男の誕生。そして翌十九年「□□□□南郡備敬(警)」とある。「備警」の語は警戒するといふ動詞であるが、そう読んだのでは的確に意味がとれないし、前例の記述とも合わない。たとえば十一年の「治獄郡」は、「郡の地で治獄の吏となった」意なのであるから、この場合でも「南郡を備警する吏となった」の意でなければならぬ。備敬、要するにこの地の警備主任、治安に責任のある地位にいたったということであろう。これを職種とすると、これが彼の官界における最後の地位ということになる。三十年の死に至るまでこの地位に止まっていたものである。

二十年七月「甲寅□終」は、先きの「公終」の例から母親の死を伝えているものと思われる。この年、秦簡中の「南郡守騰文書」が公布される。やがて始皇二十六年に斉王建が虜とされて戦国の世は

終り、秦の統一を迎える。この年、喜は何の記録も残さない。二十七年八月己亥廷食の時、というから恐らく公廷での会食の折りであろうか「穿耳」女子が誕生する。翌二十八年、始皇巡狩。「今過安陸」とあるのは、本紀にも「自上南郡由武関帰」とあるのに照応する。この地の備警として重大な責任のかかる時期であつたろうし、彼の人生のハイライトでもあつたろう。二十九・三十年を空白にして「編年記」は終る。年紀四十五歳。

以上、喜の生平を「編年記」の記録を追ってみてきたわけであるが、本来記録そのものが心覚えの域を出ないものであるために具体的な内容はとうてい知れない憾みを残すが、これが個人の潤色されることのない同時記録である限りにおいて貴重なものであることに変わりはない。そして「編年記」を通じて彼にとって記録すべき重要なことは出生・任官・転勤・従軍・子供の誕生・父母の死といった彼及び一家のことにあくまで中心があり、この彼及び家の記録の周辺に国家的な事業や事件、たとえば戦争・名将の死などが記憶の時間に刻み目をつけるかのように布置されている。だから始皇二十六年、都咸陽が天下統一の完成に湧きかえり、またその後の政治体制論議が活発であつたり、以後の事業がやかましく論議されていたも、一地方官としての彼の歴史にとっては画時代的な意味をもたない。それよりもはるかに待望の女兒の誕生こそ記録に価したわけであらう。後世の歴史に輝く皇帝の時代に生きかつその官僚である彼に皇帝が実感として存在するものも、「今過安陸」その折りのことだけであつたように思われる。「編年記」の末尾はそのように読める。こういう点で、「為吏之道」が官僚としての外に向つたあり様を説いているのに対して、「編年記」はより多く個人的家族的な内に向

う記録であるところに対照的な面をもっている。

ただ本来きわめて個人的な経歴書であるにしても、その記述の中から当時の末端の政治の機構がかなり制度的にも整備され安定的かつ有効的に機能していることは推知される。十五才での丁男としての登記、十七才での地方官僚採用試験、任官そして転動昇進、従軍また官僚への復職というように。当然のこと経済生活も経歴・累官に応じて保証されていたものであらう。「編年記」とともに発見された「為吏之道」はまさに吏道心得とでもいうべきものであるが、そこでは、實際行政に携わる者は、上に忠順下に温良、事務能力をみがき欲望に節度を保てといいつつ、言と謀と財とに慎重であれば、官僚としての身分も保証され、かくして経済生活も安定する、と説く。そして恐らくこの「為吏之道」に説く功利的な官僚心得は、実はそのまま現実の地方官僚の生活感や生活の実態に通ずるものであったと思われる。

「編年記」をも含めたいわゆる雲夢秦簡が発掘された湖北雲夢睡虎地は、この地の集団墓地であつたらしく、大小十二座の墓が存在している。そしてこれらの墓からは、漆器・銅器・木器・竹や鉄製品等三百余件の随葬品が出土している。むろんそれぞれの墓によってその物件も数量も異なるが、たとえば最大の九号墓からはおよそ七十件で、三号・七号・十三号墓は四十件、その他はひとしく二十件ほどである。最大の九号墓の随葬品の内容は軺車・木馬・多くの漆器である。そして喜の墓と思われる十一号墓の随葬品も竹簡以外におよそ七十件、漆器が大部分で少量の銅器陶器を含み、軺車木足泥馬もある。当時漆器が高価で贅沢品でもあり、車馬また然りである」とすると、九号墓の主人の社会的地位はかなり高いもので、これと

殆んど等しい随葬品をもつ十一号墓の主人、恐らく喜の社会的地位ならびに経済力も、等しくかなり高いものであったとしなければならぬ。睡虎地のこの辺り一帯が界限の地主たちの集団墓地であり、その中で最大の地主である九号墓主人と匹敵する階層に喜もいたということであらう。一般的な評価からすれば九号墓主人も地主に組みこまれる程度であらうが、少くともこれと匹敵する随葬品を有する喜も、元来が、地方採用のいわばノンキャリア官僚としては、当時において望みうべき最高位に近いところまで昇進した人物であつたらう。

三

昭王五十二年の項に「王稽張祿死」とある。この条の釈文に「王稽、秦河東守、張祿即秦相范雎、均見『史記范雎蔡澤列傳』、簡文記范雎死于此年、不見于史籍」と指摘する。王稽の死は范雎伝にも記すところであるが、張祿すなわち范雎の死は「編年記」のこの記録によつてはじめて確認されたものである。

史記の范雎伝によると、もともと彼は魏人で字を叔という。はじめ魏の中大夫の須賈に仕え、須賈に従つて齊に使いしたおり、國家の秘密を洩らしたとの嫌疑をうけ帰国後笞打ちの刑に処せられ、廁中に放置されて凌辱される。雎は監視人に己れを死人扱いにしてここから救け出してくれと頼み、ようやく脱出することができた。この彼を匿ったのが魏人鄭安平であつた。范雎はそこで姓名を張祿と改めた。このとき秦の昭王の使者として謁者王稽が魏にやってきた。張祿は鄭安平の工作で王稽に会い、王稽また張祿の才を見抜いて同道して秦に歸つた。時に秦國は、太后及び昭王の外戚穰侯・華

陽君、又同母弟の涇陽君・高陵君らが権勢を専らにして「以太后故私家富重於王室」ほどであった。この状況を張禄は上書して昭王の蒙を啓き、自らは客卿の地位をえ、やがて軍事の相談役の地位に昇り、太后グループを放逐してついに宰相位につき応侯を号することとなる。時に昭王四十一年のことである。

応侯張禄は、かつて彼の危急を救った鄭安平を將軍に、王稽を河東守へと拔擢し、あわせて「散家財物、尽以報所嘗困辱者」「一飯之德必償、睚眦之怨必報」という。

さて、昭王五十年に昭王は応侯の謀議を用いて「縦反間亮趙」、「大破趙於長平、遂盟邯鄲」こととなった。これは「編年記」にも同年に「攻邯鄲」とあるとおりである。ところがこの時に昭王と武安君白起との間にトラブルがあつて、先きの鄭安平が白起に代つて將となり趙を討つこととなった。しかし鄭安平は逆に趙軍に包囲され「兵二万を以て降る」惨めな結果を将来した。当時の秦の法では「任人而所任不善者、各以其罪罪之」こととなつており、鄭安平の推戦者である応侯の罪も当然問われるところであり、それは「当収三族」の重罰に該当した。昭王は自ら深く信任する応侯のこととて「恐傷応侯之意、乃下令國中、有敢言鄭安平事者、以其罪罪之」ととし、臣下に嚴重な口封じを行いつつ一方では「加賜相国応侯食物、日益厚、以順適其意」という慰撫を行つてゐた。

悪い事は重なるもので、この二年後、つまり五十二年、「王稽為河東守、与諸侯通、坐法誅」とある。その前文にも彼は河東守となりながら「三歳不上計」とある。王稽とどの諸侯が通じたのかも不明であるが、彼の治績は「三歳不上計」ともいわれるようにもともと問題が多かつたようである。かくしてひき続いて年来の二人のい

まや腹心ともいうべき仲間に裏切られた応侯は「日に益ます以て憚ばざる」慷慨の連続であつた。昭王は意気消沈する応侯をさらに鼓舞し激励する。「夫れ物業より見えざれば卒に應すべからず。今武安君既に死して鄭安平ら畔く。内に良將なくして外に敵国多し。吾れここを以て憂う」と。応侯よあなただけが今や頼りなのだから元氣を恢復してくれとの意である。「応侯懼れて出だす所を知らず」とは、昭王のことばに感激する応侯の心そのものを伝えていよう。

史記の范雎伝は、実はここで終るとしてよい。これより後の文章は、むしろ蔡沢の伝である。つまり蔡沢は「聞応侯任鄭安平王稽、皆負重罪於秦、應侯内慙」「乃西入秦」、そこで今や落ち目の応侯にとつて代つて相となるのは私だと売りこみ、応侯と対談する機会をつかむ。主意は、いまや「秦之欲得矣、君之功極矣」、この時に當つて身を退ぞかなければ商君白公呉起大夫種らと同様の悲惨な運命を辿ることになろうゆえ、いまの時期に相印を歸して賢者に席を譲るにしくはない、というにある。応侯は彼の意見に同意して、彼を上客に迎え、折を見て昭王に引き合わせる。やがて蔡沢は客卿となり、まもなく応侯は「病篤」と称して辞任を許される。

代つて蔡沢が望みどおり秦相の地位につく。考証で梁玉繩は、昭王五十二年のこととする。

以上は史記范雎蔡沢列伝からその大要をみてきたわけであるが、史記の粉本となつたものは恐らく戦国策秦策下の部分である。秦策と史記の伝とはおおかたは一致し、とりわけ蔡沢の部分はほとんど秦策に等しい。ただ秦策に存して史記にないものもあり、その部分によつて史記をさらに補つて考えてみることができるようである。たとえば史記は昭王と応侯との關係を終始緊密でその信頼關係は

揺ぎないものの如く記述する。しかし秦策でみる限りそうとばかりはいえない。昭王五十年の鄭安平が邯鄲を攻めて逆に包囲され趙に降った事件の時、もとより推轂者の応侯もその責任を問われ苦窮に立たされていた。ところがこの戦いにはいま一人の友人でもある王稽も一方の將として参加していた。彼はすでに十七ヶ月も邯鄲を包囲しながら下すことができない。そんな折り部下の莊という者が王稽にいう。「君何ぞ軍吏に賜わらざる」戦いに倦み疲れた軍吏を慰勞せよとの勸告である。王稽はこれを拒否した。部下への思いやりを欠いた王稽に対して部下の反感は増幅され「軍吏窮し、果して王稽・杜摯を患むに反を以てす」王稽と副官とは反逆を企てっていると密告する事態にまで進展した。昭王はこれを聞くと激怒して「兼ねて范雎を誅せんと欲す」という。このことを知った応侯は、自殺のための案の下賜を乞い、併せて相国の礼で葬儀を行うことによつて昭王の面目をも立てたいと願ひ出る。結局は軍吏による誣告あるいは証拠不十分ということであつたのか、この件での誅罰はまぬがれ、昭王また「弗殺而善遇之」という(秦策下)。

ここで注意されることは、この二年後つまり五十二年に王稽は「与諸侯通、坐法誅」されていることである。史記ではこの後も応侯は昭王に信頼され慰撫されたとあつて、蔡沢との物語りに続くのであるが、秦策から知られる昭王の激怒、王稽や鄭安平事件の不仕末の応侯にかかる責任等を考えると、必ずしも史記の伝にいうとおりかどうか疑問がもたれてくる。いずれにせよ王稽の処分された年に蔡沢との政権交代も存したわけで、それは実際には五十年の邯鄲の戦いの頃から応侯の立場は微妙なものとなつていたと考える方が自然なのではあるまいか。

「編年記」は五十二年に「王稽張祿死」と記述する。問題は、この簡単な記述の仕方にあるようである。史記及び秦策の蔡沢の話からすれば、二人がこの年に死んだとしても、その死は少くとも時間を隔てたものでなければならぬ。少くとも別件の死でなければならぬ。「編年記」には父母の死のほか他に二条ほど死の記録がある。始皇の二十一年「韓王死昌平君其処有死」属」と二十三年「□□守陽死四月昌文君死」である。これらは韓王と昌平君の死、また□□守陽の死と昌文君の死というように、前条は二十年の「韓王居□山」も考えると場所や状況を記し、後のものは、四月と月を入れることで「□□守陽死」と昌文君の死とが異つた日時であることを示している。こうした人々の死は記録者である喜にとつて重大なことに意識されたからこそ筆に止められたわけで、同様に王稽張祿の死もショッキングな情報であつたのであろう。そこでもし王稽と張祿とが別の日時に全く別様の死に方をしたということであつたならば、果して「王稽張祿死」という記述の仕方をしたのであろうか。わずかに二つの死の記事から類推するには無理も存しうが、もし全く別個の死であつたならば「王稽死○月張祿死」といった記述になるのではあるまいか。にもかかわらず「編年記」にはまことにさりげなく「王稽張祿死」と書かれるのは、この二人が一連の事件の下で処刑され、たとえ時日の多少の隔たりはあつたとしても、あくまで根は一つの事件として、喜の脳裏に二人の死が思い浮かべられたからのことではないであらうか。

張祿すなわち応侯范雎の死の年がこの「編年記」によつてはじめて確認されたわけで、それだけでもこの記録を多とせねばならぬのであるが、いま一つの面でこの「編年記」が潤色する必要のまつた

くない事実記録であることを思うと、かえって史記及び戦国策のふくらんだ記述以上に王稽張祿の二人の死が同一事件によるものであることを説得的に示しているようである。

四

「編年記」の始皇二十年から二十四年にかけて次のような記録がある。

二十年 七月甲寅□終 韓王居□山

二十一年 韓王死 昌平君居其処 有死□属

二十二年 攻魏衆

二十三年 興攻荆 □□守陽□死 四月昌文君死

〔二十四年〕□□□王□□

○印を附した昌平君昌文君とある人物について史記始皇本紀九年の条に次のようにある。

九年……長信侯作乱而賞、矯王御璽及太后璽、以發與卒及衛卒官騎戎翟君公舍人、將欲攻斬年宮爲乱、王知之、令相國昌平君昌文君、發卒攻之、戰咸陽、斬首數百、皆拜爵、及臣者皆在戰中、亦拜爵一級、奉等敗走。

この部分の索隱に「昌平君、楚之公子、立以爲相、後徙於郢、項燕立爲荆王、史失其名、文君名亦不知也」という。これらをさらに補うものとして始皇本紀の次の記述がある。

二十一年 王賁攻薊……王翳謝病老婦、新鄭反、昌平君徙於郢

二十二年 王賁攻魏……其王請降、尽取其地。

二十三年 秦王復召王翳彊起之、使將擊荆、取陳以南、至平輿、虜荆王、秦王游至郢陳、荆將項燕、立昌平君爲荆王、反秦於淮南。

二十四年 王荆・蒙武攻荆、破荆軍、昌平君死、項燕遂自殺。

史記の以上の記述を昌平君を中心にまとめてみるとおよそ次のようになる。昌平君は①もと楚の公子である。②つとに秦に遊び、始皇九年の乱には相国呂不韋、恐らくは弟であろう昌文君とともに咸陽に戦功を立てる。③のち始皇二十一年に楚の旧都である郢に徙った。④その翌々年楚の將項燕に推されて秦虜となった楚王の後をうけて王位に即き淮南に反秦軍を組織した。⑤しかし翌二十四年秦の猛攻をうけて楚軍は敗退し、昌平君死しまた項燕も自殺した。ところが史記の楚世家をこれと比べてみると右の年次次第とは大分くい違いがある。

王負芻元年 燕太子丹使荆軻刺秦王（始皇二十年）

二年 秦使將軍伐楚、大破楚軍、亡十余城（始皇二十一年）

三年 秦滅魏（始皇二十二年）

四年 秦將王翳破我軍於斬、而殺將軍項燕（始皇二十三年）

五年 秦將王翳・蒙武、遂破楚國、虜楚王負芻、滅楚、名爲楚郡云（始皇二十四年）

これによると楚將項燕は二十三年には敗死しているわけで、これはこの地を攻略した王翳の伝でも「大破荆軍、至淮南而殺其將軍項燕、荆兵遂敗走……歲余、虜荆王負芻」とあるから王負芻四年、始皇二十三年の項燕の死は確実で、それから「歲余」一年余りして負芻が二十四年に虜とされたということであろう。

史記の内部でのごうした時間的なずれは、つとに梁玉繩に気づかれていて、始皇本紀二十三・四年の条は以下のように書き改めるべきだと主張する。

二十三年 秦王復召王翳彊起之、使將擊荆、取陳以南、至平輿、

殺項燕。秦王游至鄧陳、荆將立昌平君爲荆王、反秦于江南。
二十四年 王翳・蒙武攻荆破荆軍、虜荆王、昌平君自殺。

(始皇本紀二十四年の条考証)

要玉繩のいうように改訂すれば、たしかに楚世家や王翳伝との辻褄もあい、始皇本紀二十五年の「王翳遂定荆江南地、降越君、置會稽郡」の記述に障害なく結びつくこととなる。しかしここにも問題がないではない。たとえば始皇二十三年は王負劬の四年であり、王負劬がなお健在中に「荆將立昌平君爲荆王、反秦于江南」、つまり二人の楚王が出現してしまうことになる。この点をどう考えたらよいのであろうか。

始皇の二十三年に荆將項燕、あるいは楚の誰かが、昌平君を立てて荆王とし反秦軍を組織しようとしても、実はこの年には昌平君はすでにこの世の人ではない。この章の冒頭に掲げた「編年記」二十一年の条に「昌平君居其処、有死□厲」とあるとおりであり、したがって本紀二十四年の「昌平君死」もまたありえない。昌文君また二十三年「四月昌文君死」であるから該当しない。つまり史記にいう江南の反秦組織はいまや非實在の人物を頭領とするということになる。

ただ史記とて全く根拠のない話を捏造してここに挿入したわけではなかろうことは、二十五年の条「王翳遂定荆江南地、降越君置會稽郡」の正義に「楚威王已滅、其余自称君長、今降秦」とあるように、地域的な抵抗は当然予想されるわけで、そうした勢力の一つとして昌平君が活動したというような伝承を引きついでいるのであろう。元来「楚雖三戸、亡秦必楚也」(項羽本紀)といわれるほど反秦感情の強い土地柄でもあったわけだからである。

昌平君が何らかの形でこの時期に秦楚両国に関わり合ったのではないかと考えさせるのは、かつて始皇初期に大功のあった楚の公子昌平君が、本紀にいうように二十一年の段階で突如楚の旧都である郢に徙されていることである。当時郢は秦の南方経略の拠点であった。なぜこの時期に「楚の公子」でもある昌平君を此の地に徙す必要があったのであろうか。

本紀二十一年の条には、秦の名將王翳の解任があつて、その直後に「新鄭反、昌平君徙於郢」とある。新鄭はもと韓の旧都である。すでに始皇十七年には韓王も捕えられ秦に編入されている。その韓の旧都で内乱が起きたわけであるが、王翳の解任を待っての旗揚げであつたのかも知れない。そしてこの時に昌平君も郢に徙されている。あるいは新鄭の処理をめぐって内部的な意見の対立があつたのか、新鄭の事件と何らかの関わりがあつてのことなのであろうか。ただ「編年記」はこの前年、つまり二十一年に「韓王居□山」と記録し、二十一年に「韓王死」という。二十年の韓王の死は同年の新鄭反と当然結びついていよう。そして二十年の「居□山」といった幽囚の場の変更が、あるいは二十一年の反乱のヒキガネになったのかも考えられる。

当時十九年以来この地の「備敬」であつた喜からすれば、韓王の幽閉された□山は彼の管轄地内にあり、その行動には目を光らせていなければならぬ職務上の必要もあつて、特にその地とその死を記録したのもあろうか。こう考えると続いて「昌平君居其処、有死□厲」というのも、「其処」とは史記にいうように「郢」に外ならないわけであるから、したがって「□山」も郢にほど近い場所であればならず、昌平君が「有た□の厲」に殺されたというののも、

韓王殺害と同じ連中の手によって殺害された、ということではなければならぬであろう。それは韓王と気脈を通じた昌平君、つまり何らかの形で反秦の立場を共有する二人であったことを意味する。もちろん亡国の王と現に秦に仕える者とは、立場も違ひ反秦の具体的な方策も異にしようが、現実の事態への批判者として時に手を結び合うことはありえよう。やがて始皇二十三年、秦將李信・蒙武は二十万の兵を率いて楚を攻める。しかし逆に項燕らの軍に南部で苦戦を強いられ、かくて秦はいったんは解任した王翦を復帰させて兵六十万を動員して蒙武らと合体させ楚地の攻略に向わせる。この年の四月、昌平君はまた死歿する。

史記にいう「立昌平君爲荆王、反秦於淮南」が、年次的に成立しえぬものであったとしても、昌平君の反秦的な何らかの行動があり、不幸にも挫折せねばならぬものであったとしても、それはやがて英雄的な行動であったかのようにも伝説化していき、その伝承に根ざして司馬遷がこう書いているものとするとなりに理解することはできる。恐らく昌平君昌平文君はこの地の伝説的な英雄でもあったろう。こうした状況の下で昌平君の名を以て反秦軍の結成を呼びかけることは支持賛同を得やすい道理である。これが彼亡き後の彼の名による反秦軍の結成という伝承を生んだ秘密であろう。いずれにせよ「編年記」によって、昌平君は一步実像に近づいたということができるようである。

五

始皇の二十年代は、二十六年に斉王建を虜として「初并天下」に至るまで、戦国を終熄し天下統一の事業を完成するまさに前夜の動

乱の時代であった。南部備警喜の周辺も時代の波に無関係ではありえなかった。彼自身の平陽への従軍あり、昌平君事件あり項燕らの南部反攻もあった。雲夢秦墓の四号墓からは従軍した先きから故郷の母親へあてた黒夫・惊なる二人の息子の木牘が出土している。金と夏ものの衣服を無心する書簡である。この墓に他の木牘がないところからみると、二人とも次の手紙を書く暇もなく戦死したのかも知れない。だからこそ息子の遺品である二枚の木牘をかかえてこの母親は墓中の人となったのであろう。それは一つ運命が狂えば、喜にもふりかかってきて少しも不自然ではない。そのような時代であった。

それにもかかわらず「編年記」は総体として地方社会の安定性を伝えているようである。十五才の登記手続き、十七才の地方官僚試験、翌年の任官そして転勤栄転、やがて従軍復職、累進。子供誕生、父母の死。たまたま彼だけが順調だったとの疑問は残るが、この経歴の背景にある社会そのものの順序次第が整然と機能していることは否めない。四号墓出土の木牘にしても、この墓の主人公は随葬品の数からして小地主程度の資産しか持たぬものであるが、その子弟は文字を書く術を心得ている。そして煩雑なほどに書中でご機嫌同いの慣用語を使用する。喜の場合も含めて、一体どこでこうした文字や書法を修得したのであろう。恐らく管子の弟子職篇にみられるような村塾の存在をこの地にも、たとえ小さな規模のものであったとしても予想しないわけにはいかないであろう。地方採用試験が行なわれ、及落の判定があり、任官そして累進というのも、間違いないく背後にある機構がスムーズに機能しているからのことである。本紀十六年の「初令男子書年」が、同年に確実に「編年記」に

「自占年」と記入されているのも、喜が役人であったとはいへ、中央指令が確實迅速に末端社会にまで伝達され実現される例証としなければならぬ。

始皇本紀にせよ「編年記」にせよほとんどの年が戦争の記録を止めている。文字通り動乱の歴史である。しかし思えばその戦争動乱も、つねに中国全土を覆うものではない。喜の場合も、たしかにはるばる南部から陝西の平陽の戦いに駆り出されても、その意味では遠国での戦争も南部安陸に無関係というわけではない。しかし一定の従軍期間が了れば彼らは帰国し平常の職場に復帰する。死傷という不幸な事態がないではなからうが、帰った地方社会はそれなりに安定しているようである。その安定は、当然のこと背後にある国家権力と相關するわけであるが、問題はこれを具体的に個人がどのように受けとめていたかである。

「編年記」の最末尾は次のように記録されている。

二十六年

二十七年 八月己亥廷食時產穿耳

(二十八)年 今過安陸

二十九年

三十年

始皇二十六年はいくまでもなく天下統一の年である。「編年記」はこの年を空白にして、翌二十七年に「穿耳」の誕生を記録する。そして二十八年、始皇第二次巡狩の帰途を「今過安陸」と記録し、後の二年は再び空白。本来「編年記」が個人の経歴書であることを思うと、始皇の統一が何ら言及されず、子供の出生こそわが家の大事として記録すべき意義もあり、さらにごく珍しい事例として皇帝

のこの地への巡狩が時の刻みを記す意味で記録されたのであらうと思われる。

同じ秦簡中の「為吏之道」は君主に忠実な臣僚であり同時に下に温良で節度のある官僚たれと對他關係を軸に吏道心得を説く。これとは全く対照的に「編年記」は歴史の時間に組み込んでそこに自己を表現することを主とする。たんなりとした記述の中に選別があり主張がある。何年に何が何に感動したかと。

平心この空白の年次の多い最晩年の五年間の記録をみると、表向きの官僚としては「為吏之道」の訓えの忠実な実践者でもあり、だからこそそれなりの地位も得たのであらう南部備喜の関心は、たと始皇に関する限り己れの子供への関心を決して超えるものではないと思われる。もし始皇が彼に責任の及ばない他の近くの街を通過したのだとしたら、彼はこれを記録に止めることはしなかったであらう。二十六年の天下統一の記念すべき年が、一地方官としての彼に何らの感動もよび起しはしなかったように。それが確實に何に因るのかはこの資料からだけでは十分に明らかにし難い。しかし以上から次のようにいうことはできそうである。すなわち地方に生まれ生涯をその地に終る地方官の心から捉びとることとは、つまり彼の心の主要な部分を占めるものは、彼自らとその家族、そしてその周辺にそれなりの完結性や秩序さをもつて幾重にも彼らをとりに囲んでいる郷里社会のことでもあって、他の事象、いわゆる政治社会的諸事象は、あくまで二次的に上記のことと関わる度合いにおいて彼に関わる、と。最晩年の空白の多いこの記録は、さながらこの空白を通じてわれわれにこう語りかけているようである。

「編年記」はおよそ正史に名を止める人物とは無縁な一地方官の

生活の記録であり、從來まったく知られることのなかった種類の記録でもある。今後とも多方面からする研究がまたれるところである。そして同時に同地から出土した数多くの随葬品や「秦律十八種」等の「雲夢秦簡」も今後は総合して考察を加えねばならないであろう。そこにまた新たな見地も生まれようが、これらは後日に期したい。

(注)

- (1) 雲夢秦墓の発掘状況をも含めてとり扱った論文に湖北孝感地区考古訓練班「湖北雲夢睡虎地十一座秦墓発掘簡報」(文物一九七六・九)があり、秦簡中心にまとめたものに呉樹平「秦代社会的階級和階級關係——從雲夢秦簡札記之一」(文物一九七七・七)、秦律を中心にしたものに林甘泉「秦律与秦朝的法家路線——從雲夢出土的秦簡」(文物一九七六・一七)、兩郡守簡文書を中心としたものに石言「兩郡守簡文書」与秦的法治路線」(歴史研究一九七六・三)、「編年記」中心にまとめたものに上海市歴史研究小組「從雲夢秦簡入大事記」(秦漢統一六国和反復斗争」(文物一九七六・一七)がある。また拙考「秦の思想統制について——雲夢秦簡ノート」九州大学中国哲学論集4は、秦簡中の「兩郡守簡文書」「為吏之道」を主として取りあげて論じたものである。
- (2) 「兩郡守簡文書」に関しては、上記拙考を参照されたい。
- (3) 上記「湖北雲夢睡虎地十一座秦墓発掘簡報」を参照されたい。
- (4) 始皇本紀九年の条の「令相國昌平君昌文君」とあるのは「相國の昌平君」ではなくて、「相國及び昌平君」の意に読むべきであらう。昌平君が相國であった記録はなく、当時はなお楚相國の時代であったからである。
- (5) 新鄭の反乱と昌平君の遷徙を関連するものと捉えるものに、楊寬「秦始皇」(上海人民出版社)、「戰國史」(同上)がある。

(6)

上記「湖北雲夢睡虎地十一座秦墓発掘簡報」の附録として本稿の駅文が掲載されている。ついて参照されたい。なおこの墓の随葬品は二十件ほどで、九号墓や十一号墓の規模には遠く及ばないが、それでも随葬品を埋葬しているところから推して小地主クラスの墓としてよいようである。

〔補注〕年表中の「二十年」「三十年」「四十年」はそれぞれ「廿年」「卅年」「卅四年」と書かれているが、印刷のつごうでこのように表記した。